

公益財団法人群馬県交通安全協会協賛店制度実施要綱

平成26年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人群馬県交通安全協会（以下「本会」という。）と、本制度に協賛した事業所（以下「協賛店」という。）が協力体制を確立することにより、本会の活動事業を推進し、もって交通事故防止及び協賛店の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 会員証等 免許会員及び個人会員（以下「会員」という。）に交付された会員証をいう。
- (2) 協賛店 協賛店制度に賛同し、会員証等を提示した会員へのサービス提供、本制度の普及・会員加入促進に協力する店舗等をいう。
- (3) サービス 協賛店が任意で定めた割引、商品サービス及びポイント等の優遇措置をいう。
- (4) 協賛店証 協賛店表示ステッカー（別記様式第1号）をいう。
- (5) サービス表示ポスター 協賛店が任意で定めた割引等を表示するポスターをいう。

(双方の義務)

第3条 本会及び協賛店は、信義を重んじ誠実に契約を履行するものとする。

(基本原則)

第4条 実施要綱の基本原則は次のとおりとする。

- (1) 本会会員が等しく利益を享受できるよう配慮するものとする。
- (2) 会員及び協賛店の意見を尊重するものとする。
- (3) 協賛店は、会員に対して、等しくサービスの提供を行うものとする。
- (4) 協賛店は、会員に対して、商品を販売するとき若しくは利用させるときは一定率の割引をするものとする。
- (5) 前号に定めた割引率は、一方の申し出に基づき、各地区交通安全協会（以下「地区安協」という。）と協賛店両者が協議の上、これを変更できるものとする。
- (6) 販売価格及び割引率は、地区安協と協賛店で協議して定めるものとする。
- (7) 協賛店は会員に対して商品を販売するとき若しくは利用させるときは、会員証の提示を求め、会員であることを確認するものとする。

(免責事項)

第5条 協賛店が会員に対して販売した商品代金若しくは利用料金の決済等、協賛店

と会員との権利義務に関する事項及び取引上の事故等の会員に対する一切の責任は協賛店に属し、本会はその責めに任じない。

(登録申込み)

第6条 本制度に協賛しようとする店舗等を営む者は、協賛店登録申込書（別記様式第2号）により、地区安協を通じて本会に申し込むとともに、公益財団法人群馬県交通安全協会協賛店契約書（別記様式第3号）により、地区安協と協賛店契約を締結するものとする。ただし、複数の地区安協管内に店舗等を有する事業者の場合は、事前に本会と協議の上、一括して申し込むことができる。

2 本会は、前項の申込みを受けたときは、内容を確認の上、協賛店の登録を行うことができる。この場合、必要に応じて登録申請する店舗等に対し、電話や訪問による確認を行うものとする。

(登録変更)

第7条 協賛店が第6条第1項の協賛店登録申込書の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、協賛店登録内容変更届（別記様式第4号）により、地区安協を通じて本会に届け出るものとする。ただし、複数の地区安協管内に店舗等を有する事業者の場合は、事前に本会と協議の上、一括して届け出ることができる。

(協賛店証の交付等)

第8条 協賛店登録した店舗等には、協賛店証を交付する。

2 第6条第1項の協賛店登録申込書に記載された登録情報は、本会ホームページ及び小冊子（群馬県交通安全協会協賛店ガイドブック）等の本会媒体に掲載し、会員サービス情報に使用する。

(協賛店証等の取扱い)

第9条 協賛店は、協賛店証等の取扱いについて、次に掲げることに留意する。

- (1) 協賛店証 店舗等の入口、ドア付近など、来店者が見やすいところに貼付する。
- (2) サービス表示ポスター 提供するサービス内容を所定の欄に記載し、来店者が確認しやすいところに掲示する。
- (3) 内容の変更 サービス内容を変更するときは、速やかに表示ポスターの記載を変更するとともに、変更内容を本会に報告する。

(協賛の終了)

第10条 協賛店が協賛を終了しようとするときは、あらかじめ、協賛店協賛終了届（別記様式第5号）により、地区安協を通じて本会に届け出るものとする。ただし、複数の地区安協管内に店舗等を有する事業者の場合は、事前に本会と協議の上、一括して届け出ることができる。

(契約の解除)

第11条 本会は、協賛店が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解

除することができる。

- (1) この契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 破産宣告又は銀行等金融機関の取引停止処分を受けたとき。
- (3) 公序良俗に反し又はそのおそれがあるとき。
- (4) その他、協賛店として不相当と認めたとき。

(契約の期間)

第 12 条 協賛店の契約期間は、契約の日から 1 年間とする。ただし、契約期間満了 1 か月前までに双方いずれからも契約解除の意思表示がないときは、更に 1 年間この契約を更新するものとし、その後も同様とする。

(協賛店の終了等)

第 13 条 協賛店の終了又は契約解除となったときは、速やかに、協賛店証及びサービス表示ポスターを撤去すること。

(その他必要事項)

第 14 条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、地区安協と協賛店が協議し、別に定めることができる。この場合において、地区安協は、「別に定めた事項」を本会に報告するものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日（公益法人設立の日）から施行する。
- 2 会員賞揚交通安全協会協賛店制度実施要綱（平成 18 年 4 月 1 日施行）は廃止する。

附則（平成 27 年 11 月 16 日改正）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。